

講習のご案内

2024年下期 日程表

令和6年10月～令和7年3月



安全は企業の宝、資格は一生の財産
ライセンスで「差」をつけよう!!

キャタピラー教習所では、安全第一をモットーにベテランの講師陣がお応えします。

石川労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社
北陸教習センター

〒920-3111 石川県金沢市梅田町口54番地

TEL 076-258-2302

FAX 076-258-2303

URL <http://cot.jpncat.com>

E-mail cot-hokuriku@jpncat.com

技能講習

- ◆ **車両系建設機械** (整地・運搬・積込・掘削用) ▶ 機体質量3トン以上の油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダ等の運転
- ◆ **車両系建設機械** (解体用) ▶ 機体質量3トン以上のブレーカー及び鉄骨切断機等の運転
- ◆ **不整地運搬車** ▶ 最大積載質量1トン以上の不整地運搬車の運転
- ◆ **フォークリフト** ▶ 最大荷重1トン以上の運転
- ◆ **玉掛けの作業** ▶ 1トン以上の玉掛け作業
- ◆ **小型移動式クレーン** ▶ 1トン以上5トン未満の運転
- ◆ **床上操作式クレーン** ▶ 吊上げ荷重5トン以上の運転
- ◆ **高所作業車** ▶ 作業床高さ10m以上の運転
- ◆ **ガス溶接** ▶ 経験・受講資格は問いません
- ◆ **作業主任者** ▶ 地山・土止め、足場、コンクリート解体、はい作業、鉄骨の組立、木造建築組立

特別教育・安全衛生教育等 (労働安全衛生法第59条・60条・60条の2)

受講申込み

申込用紙はホームページからダウンロードできます。

受講申込み方法

- ① **ご予約**
お電話でご予約をお願いします。定員になり次第締め切らせて頂きます。
- ② **FAX送信**
受講申込書を作成し、まずは **FAX送信** をお願いします。
- ③ **申込み書類郵送**
受講申込書(本紙及び添付書類)を受講開始日の**3日前**必着で郵送 または持参ください。
- ④ **お支払い**
受講料は受講開始日の**3日前**までに振込みください。

●振込先 北國銀行 森本支店 普通預金 No.374692

キャタピラーキョウシュウショ(カ) ※誠に恐れ入りますが、振込手数料は
キャタピラー教習所株式会社 ご負担の程お願いいたします。

講習当日のご案内

●受付開始：午前8時20分～

※初日は受付がありますので**時間に余裕を持って**お越しください。
また、どのような理由においても講習開始時間に遅れた場合は受講できませんので、予めご承知おきください。

●ご持参頂くもの

1. 本人確認書類
 - ・ 公的書類…自動車運転免許証、住民票、保険証、在留カード(外国籍の方)等
 - ・ 弊北陸教習センター発行の技能講習修了証、安全衛生教育修了証または特別教育修了証
(合格時該当する修了証と統合しますので当日原本をご持参ください)
2. 一部免除コースを受講される方は受講科目の受講免除資格を証明する書類
3. 印鑑・筆記用具 (ボールペン・マーカーペン・鉛筆・消しゴム等)
4. 玉掛け技能講習受講の方は電卓、メジャー(3m程度)、皮手袋もご持参ください。

●服 装

実技の際は作業・天候に適した服装、安全靴または運動靴を着用してください。
(雨合羽(ポンチョと傘は不可)、防寒着などご準備ください。ヘルメットはお貸しします。)

留意事項

- ・ 遅刻及び日程途中からの欠席は失格となります。また、無断欠席や期間内に修了ができない場合は未修了扱いとなり講習料の返金はいたしませんのでご了承ください。
- ・ 申込書に貼付する証明写真は修了証に使用します。
証明写真(カラー写真 4cm×3cm 裏面に氏名記入)、正面、無帽、無背景(頭や顔が欠損しているもの、スナップ写真やデジカメ撮影、普通紙印刷、コピー印刷は不可)
- ・ 施設内の駐車場に限りがありますので「乗合」でのご来所をお願いすることがあります。
- ・ 昼食は各自でご用意ください。

キャタピラー教習所
北陸教習センター
ホームページはこちら



□ 講習日程表 (令和7年1月~3月)

1 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)																																
	不整地運搬車																																
	玉 掛 け																																
	床上操作式クレーン																																
	小型移動式クレーン																																
	高所作業車																																
	フォークリフト																																
	ガス溶接																																
	作業主任																																
特別・安全衛生教育																																	

2 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)																																	
	不整地運搬車																																	
	玉 掛 け																																	
	床上操作式クレーン																																	
	小型移動式クレーン																																	
	高所作業車																																	
	フォークリフト																																	
	ガス溶接																																	
	作業主任																																	
特別・安全衛生教育																																		

3 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用) (解体用)																																
	不整地運搬車																																
	玉 掛 け																																
	床上操作式クレーン																																
	小型移動式クレーン																																
	高所作業車																																
	フォークリフト																																
	ガス溶接																																
	作業主任																																
特別・安全衛生教育																																	

(注) ●建設機械、フォークリフト等技能講習を受講される方で、特別教育を受けられた方は添付書類が必要になりますので、ご確認下さい。
 ●特別教育の修了が虚偽であった場合は、技能講習修了証を返還しなければなりません。
 ●受講料未納の場合は受講できません。
 ●受講開始後の遅刻・早退・欠席及び不合格は欠格となり、納付された受講料は返金されません。
 ●技能講習では学科試験及び実技試験があり、不合格の場合は1回限りの再試験を行うことができます。(補講料が必要)

技能講習 受講資格と受講料について (満18才以上) (助)：助成金対象コース

1. 車両系建設機械 運転 (助) 第133号 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
38H	●建設機械の運転経験のない方	6日	107,500円		110,000円
18H	●自動車運転免許のない方で小型車両系建設機械(労働安全衛生法施行令 別表7の1号、2号、6号)の特別教育修了後、運転経験6ヶ月以上ある方	2.5日	55,500円		58,000円
14H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●大型自動車・準中型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、特別教育修了後、小型車両系建設機械の運転経験3ヶ月以上ある方 ●不整地運搬車運転技能講習修了者	2日	47,500円	2,500円	50,000円

2. 車両系建設機械 運転 (助) 第134号 (解体用)					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
5H	●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	1日	21,500円	2,500円	24,000円

3. 不整地運搬車 運転 (助) 第135号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
11H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●大型自動車・準中型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、特別教育修了後、小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の運転経験3ヶ月以上ある方 ●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)又は(解体用)運転技能講習修了者	2日	42,500円	2,500円	45,000円

4. 玉 掛 け (助) 第136号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
19H	●玉掛け業務経験のない方	3日	30,500円		33,000円
15H	●クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士いずれかの運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日	25,500円	2,500円	28,000円

5. 床上操作式クレーン 運転 (助) 第140号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
20H	●未経験者で他の資格のない方	3日	57,500円		60,000円
16H	●移動式クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習修了者	3日	52,500円	2,500円	55,000円

6. 小型移動式クレーン 運転 (助) 第137号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
20H	●未経験者で他の資格のない方	3日	47,500円		50,000円
16H	●クレーン運転士、デリック運転士又は揚貨装置運転士のいずれかの運転士免許をお持ちの方 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	3日	42,500円	2,500円	45,000円

7. 高所作業車 運転 (助) 第138号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
17H	●未経験者で他の資格のない方	2.5日	49,500円		52,000円
14H	●車両系建設機械運転、不整地運搬車運転、フォークリフト運転等のいずれかの技能講習修了者 ●大型特殊自動車・大型自動車・準中型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者	2日	43,500円	2,500円	46,000円
12H	●移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	41,500円		44,000円

8. フォークリフト 運転 第139号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
35H	●自動車運転免許のない方で、フォークリフト運転経験のない方	5日	52,500円		55,000円
31H	●大型自動車・準中型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、フォークリフト運転経験のない方	4日	45,500円	2,500円	48,000円
11H	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●大型自動車・準中型自動車・中型自動車又は普通自動車運転免許保有者で、特別教育修了後1トン未満のフォークリフトの運転経験3ヶ月以上の方	2日	24,500円		27,000円

9. ガス溶接 (助) 第141号					
受講時間	受講資格	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
13H	●資格、経験とも問いません	2日	25,500円	2,500円	28,000円

(注) 講習の種類欄の番号は、石川労働局長登録番号 登録有効期限 令和11年3月30日

技能講習 受講資格と受講料について (満21才以上)

10. 作業主任者関係技能講習		(助) : 助成金対象コース (注) 講習の種類欄の番号は、石川労働局長登録番号 登録有効期限 令和11年3月30日			
受講資格	受講資格 (実務証明が必要となります)	日数	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	講習料 (消費税込)
地山の掘削及び土止支保工 <small>第166号 (助)</small>	17H ●満21才以上で、地山の掘削作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け、取外し作業に3年以上従事した経験のある方	3日	30,000円	5,000円	35,000円
足場の組立て等 <small>第167号 (助)</small>	13H ●満21才以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	20,000円		25,000円
木造建築物の組立て等 <small>第168号 (助)</small>	13H ●満21才以上で、木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	20,000円		25,000円
はい作業主任者責任者 <small>第170号</small>	12H ●満21才以上で、はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験のある方	2日	20,000円		25,000円
コンクリート造の工作物の解体等 <small>第174号 (助)</small>	13H ●満21才以上で、コンクリート造の工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	20,000円		25,000円
建築物等の鉄骨の組立て等 <small>第175号 (助)</small>	11H ●満21才以上で、建築物等の鉄骨の組立等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	20,000円		25,000円

その他の講習

特別教育・安全衛生教育 (満18才以上) (助) : 助成金対象コース (受講料にはテキスト代及び消費税を含みます。)

安衛則第36条	講習名	講習科目	受講時間	日数	受講料
第1号	自由研削と石(助)	研削と石の取替え等	学科4時間+実技2時間 計6時間	1日	15,000円
第4号	低圧電気取扱(助)	交流電圧600V以下の回路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者	学科7時間+実技7時間 計14時間	2日	22,000円
第5号	小型フォークリフト	最大荷重1トン未満	学科6時間+実技6時間 計12時間	2日	20,000円
第5号-5	テールゲートリフター	テールゲートリフターの操作	学科4時間+実技2時間 計6時間	1日	16,000円
第8号	改正伐木等	チェンソーによる伐木等の業務	学科9時間+実技9時間 計18時間	2.5日	30,000円
	伐木等取扱い(補講2.5h)	改正前 伐木等(大径木)の修了者	学科2時間+実技0.5時間 計2.5時間	0.5日	8,000円
第9号	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)(助)	機体質量3トン未満	学科7時間+実技6時間 計13時間	2日	20,000円
第10号	締固め(ローラー)(助)	機体質量制限なし	学科6時間+実技4時間 計10時間	1.5日	20,000円
第10号-5	高所作業車(助)	作業床高さ2m以上10m未満	学科6時間+実技3時間 計9時間	1.5日	20,000円
第11号	巻上げ機(ウインチ)(助)	巻上げ機(ウインチ)運転業務従事者	学科6時間+実技4時間 計10時間	1.5日	20,000円
第15号	小型クレーン(助)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン	学科9時間+実技4時間 計13時間	2日	20,000円
第26号	酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)(助)	酸素欠乏危険作業従事者(作業主任者講習では有りません)	5.5時間	1日	15,000円
第29号	特定粉じん作業(助)	特定粉じん環境業務	4.5時間	1日	15,000円
第37号	石綿使用建築物等解体等業務(助)	石綿解体業務従事者(作業主任者講習では有りません)	4.5時間	1日	15,000円
第39号	足場の組立等の作業に係る業務(助)	足場の組立・解体又は変更に携わる作業従事者	6時間	1日	15,000円
第41号	フルハーネス墜落制止用器具(助)	高さ2m以上で作業床が無くフルハーネス型のものを用いて行う作業	学科4.5時間+実技1.5時間 計6時間	1日	15,000円
	職長・安全衛生責任者教育	新たに職務に付く事となった職長及び安全衛生責任者	14時間	2日	24,000円
	職長等能力向上教育(建設業)	職長・安全衛生責任者(概ね5年以上の職長経験者)	6時間	1日	15,000円
	振動工具	チェーンソー・刈払機以外の振動工具取扱い作業従事者	4時間	1日	13,000円
	木造建築物解体作業指揮者	木造建築物解体工場の作業指揮者	6時間	1日	15,000円
	丸のこ取扱い	携帯丸のこ等取扱い作業従事者	学科3.5時間+実技0.5時間 計4時間	1日	12,000円
	刈払機	刈払機取扱い作業従事者	学科5時間+実技1時間 計6時間	1日	13,000円
	有機溶剤	有機溶剤業務従事者(作業主任者講習では有りません)	4.5時間	1日	15,000円
	熱中症予防	高温多湿場所作業者の指導・管理者(従事者も受講可)	3.5時間	0.5日	12,000円
	はい作業従事者	はい作業従事者	5時間	1日	15,000円

修了証の再交付・書替えについて

北陸教習センターで取得された修了証のみ再発行が可能です。
再交付、書替えをご希望される方は弊センターにお電話でお問い合わせください。

キャタピラー教習所(株) 北陸教習センター
TEL. 076-258-2302
〒920-3111 石川県金沢市梅田町口54番地

人材開発支援助成金制度のご案内

建設労働者の雇用の改善、技能向上を目指す、中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。(経費助成・賃金助成)

助成金を受けることのできる事業主

- ◎ 下記の3つの条件を全て満たす事業主は、助成金を申請することができます。
 - ① 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること
 - ② 雇用保険料を納めていること
 - ③ 中小企業であること、または女性従業員が受講すること
- ◎ お一人で事業をされる場合や、従業員が家族のみの場合は、申請することができません。

助成金の申請方法

- ① 受講される助成金コースの申し込み手続きをしてください。(申込書の助成金欄に○印を記入ください)
- ② 受講後に申請に必要な書類一式をお渡しいたします。
- ③ 受講が終了した日の翌日から**2ヶ月以内**に助成金センターに「支給申請書(建技様式3号)原本」及び添付書類を提出してください。
- ④ 一部の特別教育においても助成金の申請が出来ます。詳細は弊教習センターにお問い合わせください。
- ⑤ フォークリフト、はい作業主任者技能講習等は対象となりません。

詳細は最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

石川労働局 職業安定部職業対策課
TEL 076-265-4428
〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
(金沢駅西合同庁舎5階)

建設業とは次の29種類をいいます

土木工事業	ガラス工事業	さく井工事業	しゅんせつ工事業	屋根工事業	大工工事業
消防施設工事業	内装仕上げ工事業	塗装工事業	熱絶縁工事業	舗装工事業	管工事業
石工事業	板金工事業	造園工事業	建具工事業	鋼構造物工事業	建築工事業
水道施設工事業	清掃施設工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業	電気工事業	左官工事業	薦・土工事業
機械器具設置工事業	防水工事業	鉄筋工事業	電気通信工事業	解体工事業	

教育訓練給付制度のご案内

受講料の20%が受講者個人に給付されます。

教育訓練給付制度とは：

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度のひとつです。一定の条件を満たす在职者または離職者が下記の講座を修了した場合、本人自らが支払った教育訓練費の一定割合がハローワークから本人へ支給されます。詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

支給対象講座 (下記の3コースのみ対象です)

- ① フォークリフト 31時間コース
- ② 小型移動式クレーン 20時間コース
- ③ 床上操作式クレーン 20時間コース

給付制度の支給対象者

- ① 雇用保険の一般被保険者
受講を開始した日において雇用保険の一般被保険者である方のうち支給要件期間が3年以上ある方。
- ② 雇用保険の一般被保険者であった方
受講を開始した日において一般被保険者でない方のうち離職の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件が3年以上ある方。

個人のレベルアップ、再就職の為に利用できます。

出張講習のお知らせ

特別教育センターに10名以上で検討致します。ご希望時はぜひご相談ください。(出張費用、実費)

講習実施場所のご案内図

公共交通でお越しの方

- 森本駅からタクシーで5分、徒歩25分
(金沢駅-森本駅間は2駅目所要10分です)

車でお越しの方(富山・福井方面とも)

- 金沢森本IC下車で約5分
 - ① 下車後最右車線を走行、七尾方面へ
 - ② 森本トンネル通過後、すぐ左(倶利伽羅方面)へ
 - ③ 最初の交差点(梅田インター口)を直進後100m右側

梅田IC詳細

駐車場ののご案内

石川労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社
北陸教習センター
〒920-3111 石川県金沢市梅田町口54番地
TEL 076-258-2302